

【記載例】※R6.4.1 安定法改正による明示事項①②③追加

書面の交付

※明示の流れ： 求人者（事業所）⇒ 職業紹介事業者 ⇒ 求職者

求人票（労働条件等の明示）

職業安定法第5条の3により、この書面にて労働条件等を明示します。

受付年月日： 令和〇年〇月〇日

求人者(事業所)の氏名又は名称	株式会社〇〇製作所	①従事すべき業務の変更の範囲
業務内容	(雇入れ直後)精密機械部品製造 (変更の範囲)製品検査、梱包・発送作業	雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲を記載します。※変更がない場合も「変更なし」等の記載が必要
契約期間	<input type="checkbox"/> 無期雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 有期雇用〔令和〇年4月1日～令和〇年6月30日〕 ・契約更新 有（契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断） ・通算契約期間の上限 4年	③有期労働契約を更新する場合の基準 ※「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績・態度により判断する」「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載することが望ましいとされています。 ※「自動的に更新」とした場合は、併せて「更新回数の上限●回」など具体的に記載します。
試用期間	<input type="checkbox"/> 有 :期間〔 か月〕 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
就業場所	(雇入れ直後) 事業所名：株式会社〇〇製作所 郡山工場 所在地：福島県郡山市〇〇町〇〇1-2 (変更の範囲) 事業所名：株式会社〇〇製作所 福島工場 所在地：福島県福島市〇〇345-6	②就業場所の変更の範囲 雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲を記載します。※変更がない場合も「変更なし」等の記載が必要です。
就業時間	始業（8時30分）～終業（17時30分）	
休憩時間	12時00分～13時00分（60分）	
休日	土日祝（年末年始を含む）	
時間外労働	<input checked="" type="checkbox"/> 有（月平均20時間） <input type="checkbox"/> 無	※裁量労働制が適用される場合、以下のような記載が必要です。「企画業務型裁量労働制により、〇時間働いたものとみなされます」
賃金	①月給・日給・時間給 基本給：23万円 技能手当(〇〇資格取得者)：1万円 通勤手当：実費支給(月額上限3万円) 昇給：なし	※固定残業代制を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 ①基本給××円(②の手当を除く額) ②□□手当(時間外労働の有無に関わらず、〇時間分の時間外手当として△△円を支給) ③〇時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金 <input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険	
雇用形態	正社員 パート アルバイト 派遣労働者	※派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨を明示します。
受動喫煙防止措置の状況	屋内原則禁煙（喫煙専用室の設置：あり）	※就業場所の一部で喫煙が認められる場合は、実際に喫煙が可能な区域での業務の有無について、可能な限り、付加的に明示します。

(特記事項)

(注) 試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示しなければなりません。
また、有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合には、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。